

## 「下請適正取引の推進に向けた自主行動計画」改定について

### 1. 改定内容

政府（経済産業省、中小企業庁）より、自主行動計画策定済みの各業界団体に対し、9月末までの改定が求められている。

改定内容として要求されているのは、振興基準の改正（2021.3.31）に伴う4点（下記アの①～④）と、約束手形の5年後の利用の廃止等に向けた見直し（イ）。[注]

なお、経済産業省「紙・紙加工産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」について、上記内容を盛り込むため改訂が進められており、本年8月末に改訂された。

[注] ほかに、フォローアップ調査の内容の反映も求められているが、製紙連の場合、フォローアップ調査の際に中小企業庁より指摘を受けたのは手形サイトの長さ（前年度調査において、調査対象9社のうち4社が手形サイトについて120日以内と回答）のみであり、この点については振興基準改正（下記ア①）の反映によりカバーされる。

#### 中小企業庁が各団体に要求している自主行動計画改定内容

#### ア) 振興基準改正（2021.3.31）の反映

##### ① 手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善

- 手形等のサイトについて、60日以内とするよう努める。  
[改正前] 繊維業90日以内、その他の業種120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努める
- 割引料等のコストについて、親事業者と下請事業者が具体的に検討できるよう、下請代金の額と分けて明示すること。

##### ② フリーランスとの取引

- 下請事業者たるフリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）」を踏まえた適切な取引を行うこと。

### **③親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備**

- 申し出やすい環境の整備のため、年に1回の価格交渉等の下請事業者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じるものとする。

### **④知的財産の取扱い**

- 取引適正化のため、知的財産取引に関するガイドラインに基づく取引の実施。「契約書ひな形」に基づく取引の実施。

## **イ) 約束手形の5年後の利用の廃止等に向けた見直し**

※約束手形廃止に向けた国等の動き

- 中小企業庁「約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会」による報告書（2021.3）にて、業種特性を踏まえつつ、5年後の約束手形の利用の廃止に向けて、各産業界・金融界がそれぞれ自主行動計画を策定・改定することを進める旨、記載。
- 「成長戦略実行計画」（2021.6閣議決定）に下記の記載。  
本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。さらに、小切手の全面的な電子化を図る。
- 「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」（2021.7、全国銀行協会）において、2026年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすることが目標とされた。

## **2. 製紙連「自主行動計画」改定原案**

- 前文に最近の動きを追加。
- 上記ア①（手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善）及びイ（約束手形の5年後の廃止）の内容を「（5）支払条件の改善」に追加。
- ア②～④（フリーランスとの取引、親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備、知的財産の取扱い）に関する規定を新設。

以上

[参考]

## 振興基準抜粋（今回の自主行動計画改定に関連する部分）

### ア①手形等の支払サイトの短縮化及び割引料負担の改善

#### 第4 4) 下請代金の支払方法の改善

(2)手形等(一括決済方式(※)及び電子記録債権を含む。以下同じ。)により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定するものとする。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるよう、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すものとする。

※親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができるとし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。

(3)下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とするよう努めるものとする。

### ア②フリーランスとの取引

#### 第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

##### 2) フリーランスとの取引

多様な働き方の拡大等に伴い、フリーランスとして安心して働ける環境の整備が求められている。発注時の取引条件を明確にする書面を交付しない又は交付する書面に発注時の取引条件を明確に記載しない場合には、親事業者は発注後に取引条件を一方的に変更等しやすくなり、後に、当該変更等が行われたことを明らかにすることが困難な場合も生じ得ることから、親事業者は、下請事業者たるフリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省)」(令和3年3月26日)を踏まえた適切な取引を行うものとする。

## ア③親事業者に対する協議を下請事業者から申し出やすい環境の整備

### 第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

#### 4) 取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

下請事業者は、取引上の問題があっても、取引への影響を考慮して言い出すことができない場合も多い。親事業者は、こうした実情を十分に踏まえ、下請事業者が取引条件について不満や問題を抱えていないか、自ら聞き取るなど、下請事業者が申出をしやすい環境の整備に努めるものとし、年に1回の価格交渉等の下請事業者による定期的な協議の申出があった場合には、これに応じるものとする。また、調達担当部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、窓口情報を定期的の下請事業者に通知する等により、申告しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

## ア④知的財産の取扱い

### 第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

#### 7) 知的財産の取扱いについて

親事業者及び下請事業者は、特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等知的財産(以下「知的財産権等」という。)の取引の適正化のため、(1)から(3)までのほか、知的財産取引の適正化について(令和3年3月31日付け20210319中庁第6号)に基づき、取引を行うものとする。その際、知的財産権等の取扱いに係る取引条件の明確化のため、同通達附属資料「契約書ひな形」を活用するものとする。

(1) 下請事業者は、自己の所有する知的財産について、特許権、著作権等権利の取得、機密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。

(2) 下請事業者及び親事業者は、知的財産権等の取扱いに関して、契約書の締結及び契約内容の明確化に努めるものとする。

[取り扱いを明確にすべき事項]

① 知的財産権等にかかる対価の決定方法

② 知的財産権等の使用权又は所有権の所在、二次利用や貸与等にかかる対価とその許諾等の手続

(3) 親事業者は、契約上知り得た下請事業者の知的財産権等の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うものとする。